

令和 4 年度(2022 年度) 八王子市

中小企業省エネ改修等推進事業補助制度



市では、エネルギー使用削減による地球温暖化対策を目的として、中小企業者が省エネルギー診断に基づき設置する設備・機器の導入費用について一部補助を行います。

* 1 企業者 2 事業所まで申請が可能です。

1 補助対象事業者

市内に事業所を有する中小企業者（※）であること。

※法人又は個人で事業活動を行う者であり、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者。

2 補助条件

(1)	東京都地球温暖化防止活動推進センターが実施する省エネルギー診断を平成 31 年（2019 年）4 月 1 日以降に受診していること。 ※これから受診を希望される方は、まずクールセンター八王子へご連絡をお願いします。こちらで一括して申し込みを行います。
(2)	事業者向けの省エネ対策事業「八王子省エネカンパニー」に既に登録していること、又は実績報告時に登録すること。
(3)	完了日から 1 か月以内に実績報告書を提出できること。 （市から承認を受けた場合 1 か月延長が可能） ※ただし、最終提出受付日は令和 5 年（2023 年）2 月 28 日とする。 ※最終期限の延長はできません。機器について、必ず納期の確認をお願いします。
(4)	アンケートに回答すること。
(5)	設備改修、運用改善を行ったことによるエネルギー消費量及び CO ₂ 排出量の削減効果や、具体的な運用改善方法について市へ報告すること。
(6)	市税を滞納していないこと。
(7)	事業所の販売等による利益を目的としていないこと。
(8)	八王子市暴力団排除条例第 2 条に規定するものでないこと。

3 受付期間

令和 4 年（2022 年）4 月 20 日（水）～

※必ず**設備・機器の設置及び施工前**にご申請ください（審査に時間を要しますので、書類提出は、設置工事の 2 週間前までに提出してください）。

※先着で受付を行い、予算がなくなり次第終了となります。

4 補助対象機器

改修対象施設が市内にあり、「省エネルギー診断」に基づき設置される省エネルギーに資する設備・機器を設置すること。

(1)	空調設備
(2)	照明設備
(3)	その他省エネルギー診断の結果に基づき導入する節電その他の省エネルギーに資する設備・機器

※設置する設備・機器について、その種類ごとにおいてエネルギー使用量を改修前より25%以上削減するもの。

※リースによる導入は補助対象とはなりません。

※再生可能エネルギーに関しては、本補助制度では対象外とします。

※事業用にのみ供する設備であること（例えば、店舗兼住宅における空調の更新などで、事業所として使用する以外の部分（居住スペース等）へ効果が波及する設備・工事等は対象となりません。）。

5 補助対象経費

補助対象機器の購入及び改修工事にかかる費用

※国・都等からの補助金がある場合は、補助対象経費から控除します。

※消費税は補助対象経費に含めません。

※付替え後の旧設備の処分に係る経費（運搬費、廃棄費用）は対象外となります。

6 補助金額

(1) 環境マネジメントシステムであるISO14001又はエコアクション21を認証・取得している事業者

補助対象経費の2分の1とする。上限50万円

(2) 環境マネジメントシステムであるISO14001又はエコアクション21を認証・取得していない事業者

補助対象経費の3分の1とする。上限40万円

7 受付方法

必要書類一式をクールセンター八王子に提出してください。（郵送若しくは窓口）

なお、申請書の配布は、クールセンター八王子、市役所環境政策課窓口のほか、市ホームページからダウンロードすることができます。

<受付場所・問い合わせ先>

クールセンター八王子（八王子市北野町 596-3 あったかホール 2階）

受付時間：午前9時～午後5時（日・月・年末年始、あったかホールの休館日（毎月第一月曜日（第一月曜日が国民の休日の時は翌平日）を除く）

TEL：042-656-3103 FAX：042-649-2118

Eメール：zerocarbon@coolcenter802.net

8 提出書類

【交付申請時提出資料】

(1)	補助金交付申請書（第1号様式）
(2)	事業計画書
(3)	補助事業に係る工事請負契約書、見積書等の写し （工事及び金額の内訳がわかるもの）
(4)	設備・機器の配置状況がわかる平面図
(5)	補助事業により導入する設備・機器の仕様等がわかる書類（カタログ等）
(6)	補助事業により導入する設備・機器の設置予定場所の現況写真（日付入り で設備を設置・施工する場所の写真）
(7)	法人の登記事項証明書（発行から6ヶ月以内の原本） *個人事業主等で登記をしていない場合は確定申告書の写し
(8)	【建物の所有が申請者の単独名義又は申請者を含む共有名義の場合】 建物の所有が確認できる書類（以下の2点のいずれか）及び所有者全員の 承諾書 ① 登記事項証明書（建物）の写し ② 登記情報提供サービスにより発行される書類（建物）の写し
(9)	【建物の所有が申請者以外の場合】 所有者の承諾書及び承諾者が所有していることを証明できる書類（登記事 項証明書（建物）や賃貸借契約書等の写し）
(10)	省エネルギー診断の申込書の写し（写しを保管していない場合は不要）
(11)	省エネルギー診断の結果を示す書類の写し
(12)	【ISO14001又はエコアクション21を認証・取得している場合】 認証・取得していることが確認できる書類（認証・登録証の写し等）

【実績報告時提出資料】

(1)	補助金実績報告書（第6号様式）
(2)	事業報告書
(3)	補助対象経費の支払いを証明する書類（領収書等）の写し（金融機関等の 振込データ等を提出する場合は、契約業者からの請求書の写しを併せて提 出してください）
(4)	補助事業により導入した設備・機器の設置状態が確認できる写真（日付入 りて機器を設置・施工した場所の写真）
(5)	*請求書について押印を省略する場合 個人事業主及び法人において補助金請求にかかる事務担当者の身分証明 証の写し（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）

【注意】交付決定後に申請内容を変更しようとする場合

申請内容に変更が生じた場合、速やかに内容変更・中止申請書の提出が必要です。
同申請書の提出をせずに、申請内容と異なる実績報告をおこなった場合、補助金を交
付することができません。

＜主な変更内容例＞

- (1) 補助対象経費を変更する場合 ※補助金の申請金額を増額することはできません。
- (2) 機器設置を中止する場合
- (3) その他、機器や機器設置工事の内容を変更する場合など

書類作成の際の注意事項

- 様式の作成にあたっては、鉛筆・消えるボールペン等は使用しないでください。
- 各書類について記入誤りがある場合は、市ホームページでご案内している訂正方法による訂正、若しくは新しい用紙に書き直してください（用紙類は市のホームページからダウンロードできます）。
- 提出書類は返却いたしません。受付後、申請内容についてお問合せいただいてもお答えしかねる場合もございますので、ご申請前に、必ず各自で控えをとってください。

【申請手順】

